第 32 回南種子町農業委員会定例総会議事録

１．開催日時　　令和８年３月 24 日（火）午前９時 34 分から９時 48 分
２．開催場所　　研修センター２階大会議室

３．出席委員

会長	１２番	石堂　かよ子		
会長職務代理者	１１番	牛野　進一郎		
農業委員	１番	久保田　力雄	３番	髙田　真盛
	４番	黒木　りか	５番	小山　幸良
	６番	中之薗 堅二郎	８番	福　富久
	９番	原　雅喜		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口　啓一郎	ロ.	片板　大作
ハ.	上妻　亜紀	ニ.	小脇　尚武
ホ.	野里　一則	ヘ.	崎田　善昭

４．欠席委員

農業委員	２番	砂坂　浩一郎	７番	寺内　秀昭

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	雨田　俊哉	チ.	原田　晃生

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　議案協議

議案第１号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項及び第４項の規定による令和７年度第 24 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第２号　農地法第２条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第３号　農地法第２条第１項の規定にある農地に該当しないことの判断について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　才川　いずみ
農地集積支援員　　牛野　学

７．会議の概要

議　　長　　これより、第 32 回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議　　長　　日程第１、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

議　　長　　異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号３番　髙田真盛委員、４番　黒木りか委員を指名します。

議　　長　　日程第２、（議案協議）議案第１号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項及び第４項の規定による令和７年度第 24 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。

議　　長　　それでは、事務局より、議案第１号の説明をお願いします。

事 務 局　　本日、係長がお休みのため、代わりに資料を読み上げます。

資料の２ページをお開きください。

議案第１号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権５件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の３ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和８年６月１日から令和 11 年５月 31 日までの３年間が１件、令和８年６月１日から令和 13 年５月 31 日までの５年間が１件、令和８年６月１日から令和 18 年５月 31 日までの 10 年間が３件です。

資料は４ページをお開きください。内訳書になります。

整理番号１番、南種子町〇〇××番地、Ａ・95 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Ｂが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡で安納芋を耕作します。賃借料は年〇〇円の口座振込、期間は３年の新規設定です。図面は６ページに添付しております。

整理番号２番、西之表市〇〇××番地、Ｃ・63 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Ｄ・73 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか１筆、地目はすべて畑、面積は２筆合計●●㎡で甘藷を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。図面は７ページに添付しております。

整理番号３番、南種子町〇〇××番地、Ｅ・64 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Ｆが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稲を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 10 年の再設定です。図面は８ページに添付しております。

５ページをご覧ください。

整理番号４番、南種子町〇〇××番地、Ｇ・76 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Ｈ・35 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稲を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は５年の新規設定です。図面は９ページに添付しております。

整理番号５番、中種子町〇〇××番地、Ｉ・50 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Ｊが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか２筆、地目はすべて畑、面積は３筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円の口座振込、期間は 10 年の新規設定です。図面は 10 ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第１号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　ただいま説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議　　長　　異議がないようですので、議案第１号について、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　　長　　続きまして、議案第２号　農地法第２条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人：Ｋを議題にします。

それでは、事務局より議案第２号の説明をお願いします。

事務局。

事 務 局　　11 ページをお開きください。

議案第２号は、農地法第２条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は１件です。

資料を読み上げます。

整理番号１番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地　Ｋ。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については昭和62年頃です。

現況としましては、『昭和62年頃から耕作されず、原野状態になっている』とのことです。

参考資料は12ページから添付しております。

この件の内容につきましては、３月 10 日の現地調査において確認しております。

以上で説明を終わります。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６番委員、説明をお願いします。

６番委員　　説明がありましたように、本人に聞き取りしたところ、もう30年以上耕作されていないということで私も現地を見たんですが、この農地は既に竹木が生い茂り、面積も狭いのでこのまま非農地にしても問題はないものと思います。以上です。

議　　長　　説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議　　長　　異議がないようですので、議案第２号の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議　　長　　続きまして、議案第３号　農地法第２条第１項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇地内　７筆を議題にします。

議　　長　　それでは、事務局より、議案第３号の説明をお願いします。

事 務 局　　資料の15ページをお開きください。

議案第３号は、農地法第２条第１項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第２条第１項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号１番。台帳所有者が、愛知県江南市〇〇××番地　Ｌ。

土地の所在は、南種子町〇〇字▽▽××番で、地目は畑。地積は●●㎡です。その他、田が４筆、畑が２筆、合計７筆。地積合計は●●㎡であります。参考資料として16ページから現地調査の資料を添付しております。

この７筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、３月 10 日の現地調査において、会長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。

以上で議案第３号　農地法第２条第１項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議　　長　　異議がないようですので、議案第３号の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議　　長　　以上で、第 32 回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。